

3年間限定！住宅耐震化補助率を拡大

平成12年以前の古い基準で建築された木造住宅は、耐震性が不足している可能性があるため、耐震改修等をお勧めします。

三朝町では、耐震診断、改修設計、耐震改修などにかかる費用を補助し、耐震化による住宅の安全性の向上に取り組んでいます。

令和8～10年度の3年間、住宅耐震化補助率を拡大します。

この機会に、住まいの耐震化を検討しませんか？

診断士派遣の耐震診断を行います

木造一戸建て住宅（2階以下・280㎡以内）
（平成12年5月末以前に建築されたもの）
民間の耐震診断士を派遣します。

- ◆ 応募期間：令和8年11月2日まで（以降は応相談）
- ◆ 応募件数：年間10件程度

※平成12年6月1日以降に増改築したものは対象外。
※プレハブや丸太小屋、違法建築物は対象外。
※診断結果は3～6か月後になります。

おうちのことは家族のこと。
家族のことは、みんなの未来。
今こそみんなで考えよう。



住宅耐震化補助金の補助率が上がります！

※令和8～10年度の3年間に限り、補助額が増えます。

- ・耐震診断（補助額上限 132 千円→204 千円）
- ・耐震改修設計（補助額上限 160 千円→320 千円）
- ・耐震改修工事（補助額上限 1,400 千円→1,750 千円）
- ・居室単位改修工事（補助額上限 1,000 千円→1,250 千円）
- ・耐震シェルター（補助額上限 800 千円→1,000 千円）
- ・耐震ベッド（補助額上限 500 千円→625 千円）

※実際の額は、対象となる事業費の額によります。（上記は上限）
※各種条件があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

三朝町 建設水道課

電話 0858-43-3502

Fax 0858-43-0647

代表的な住宅耐震化補助制度を紹介します

何から始めればいいのか？
費用や時間はどれだけかかるのかな？
地震が来てから困るより
今のうちに備えよう。



※補助申請は、年度内に完了できることが条件です。

必ず事前にご相談ください。

※耐震化補助は、昭和56年5月31日（木造住宅の場合、平成12年5月31日）までに建築（含む増改築）されたものが対象です。

！上記以降に建築・増改築した場合は、その時点で建築基準法に適合しているため、構造上、建物全体での耐震基準を満たしている（耐震性あり＝診断不要）と判断されます。

※検査済証が無い場合や未登記の場合なども申請できますが、耐震診断以外は完了までに「適法物件の証明」や登記が必要です。（ご相談ください）

◆耐震診断の場合

戸建て住宅の場合、診断費用の10/10（最大20.4万円）

店舗兼用住宅の場合、延床面積の1/2以上が住宅であれば住宅とみなします。

（設計図書等の有無により、補助上限額が変わります）

- ・平成12年5月末までの建築（含む増改築）に限ります。
- ・耐震診断では主として、壁や柱の配置バランスが取れているか等を調べます。

◆耐震改修の場合（申請は、（診断士派遣でない）耐震診断と同時にできます）

耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判定されたものに限りです。

耐震改修設計費用の10/10（最大32万円）

耐震改修工事費用の10/10（最大175万円）

*上記は住宅耐震化総合支援メニュー適用となる場合です。

居室単位改修工事費用の10/10（最大125万円）

その他、住宅除去や屋根瓦改修、耐震ベッドやシェルター導入等の補助制度もあります。
三朝町のホームページ（補助金・制度）をご覧ください。

<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/329/30439.html>

（その他、町の補助制度はこちら→<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/1494/>）

鳥取県のホームページ内をご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491>

*制度のパンフレットや対応できる事業所の一覧など、関連する資料が見られます。

鳥取県の制度に関するお問い合わせ先

<東部地区> 東部庁舎 東部建築住宅事務所 電話 0857-20-3648

<中部地区> 中部総合事務所 建築住宅課 電話 0858-23-3235

<西部地区> 西部総合事務所 建築住宅課 電話 0859-31-9753

制度や補助内容が変わることがあります。上記は令和8年度の内容です。